

## 第8回岐阜市農業委員会総会議事録

開催日時

令和元年8月9日(金) 午後3時10分

開催場所

岐阜市役所 低層部3階 大会議室

出席農業  
委員

櫻井 宏 ・ 河田 均 ・ 永田 昭三 ・ 林 安廣  
梶下 信孝 ・ 西垣 隆 ・ 山口 基治 ・ 森瀬 宏  
野々村 貢 ・ 清水 健吉 ・ 林 明 ・ 江崎 和浩  
中川美那子 ・ 江崎 美咲 ・ 國井 忠男 ・ 古田 薫  
松野 芳正

欠席農業  
委員

福田 正義

議 長

栗本 恒雄

出席農地  
利用最適  
化推進委  
員

伊藤 一仁 ・ 塩谷 芳美 ・ 小河 先 ・ 奥村 富則  
加納 康男 ・ 神谷 保行 ・ 岸野 治郎 ・ 栗原 修司  
杉本 宜永 ・ 高橋 直美 ・ 辻 政廣 ・ 戸崎 和美  
丹羽喜美夫 ・ 林 俊朗 ・ 本田 忠男 ・ 村瀬 忠彦  
山田 貞夫

事 務 局

事務局長	内藤 浩二	副主幹	伊佐治伸一
副主幹	高島 明見	主査	則竹 邦彦
主査	高橋 伸和	主任主事	中山 瞳
主任主事	大嶽 紘代	主任主事	佐藤 優希
主任主事	坂口由充加		

議 案

- 第 4 8 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可を要する農地の買受適格証明願の審議について
- 第 4 9 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請の審議について
- 第 5 0 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による農地転用許可申請の審議について
- 第 5 1 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による農地転用許可申請の審議について
- 第 5 2 号 農地転用許可後の事業計画変更申請の審議について
- 第 5 3 号 農地法第 3 条の 3 の規定による届出並びに同法第 4 条第 1 項第 7 号及び第 5 条第 1 項第 6 号の規定による農地転用届出の受理の報告について
- 第 5 4 号 租税特別措置法第 7 0 条の 6 第 1 項の規定による農地等に係る相続税の納税猶予の適用に関する適格者証明願の審議について
- 第 5 5 号 別段の面積（下限面積）の設定について

議 長

それでは、令和元年第 8 回岐阜市農業委員会総会を開会いたします。

ただいまの出席委員は、19 名中 18 名で過半数に達しておりますので、本会議は成立することを報告いたします。

議事に入るに先立ちまして、慣例により、本日の議事録署名者を指名でお願いしたいと思いますが、よろしいですか。

【「異議なし」との声が多数あり。】

議 長

それでは、議席番号 7 番西垣隆委員、議席番号 8 番山口基治委員、両委員よろしく申し上げます。

議 長

なお、農地利用最適化推進委員の方も意見や質問がありましたら御発言ください。

議 長

それでは、議案の審議に入ります。

議案第 4 8 号農地法第 3 条第 1 項の規定による許可を要する農

地の買受適格証明願の審議について、今回の出願は2件、以上を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

則竹主査

それでは、議案第48号について説明いたします。

1ページをお願いいたします。

今回出願がありました農地につきまして、民事執行規則による強制執行として、岐阜地方裁判所において期間入札の公告が行われています。

入札に付される物件は農地でありますので、入札に参加する資格として、民事執行規則第33条により、権限を有する行政庁の交付した買受適格証明書を有する者及び買受けについて農地法上の許可又は届出を必要としない者に限り、買受申出をすることができます。

入札の結果、当該証明書の交付を受けた者がその農地の買受人となり、農地法第3条の許可申請がされた場合に、証明書の交付時と事情が異なっていると認められる場合を除き、許可するものとして併せて提案しておりますので、買受適格証明の発行にあたり、農地法第3条の不許可基準に抵触しないことが要件となります。

今回は2件提出されています。

2ページをお願いいたします。

1番、2番の七郷地区からの案件は、出願人が農業経営の拡大を図るものです。出願人は農業経験が豊富で、申請地までの移動時間は車で5分程で、通作には問題ないと判断しております。

以上でございます。

議長

ただいま、議案第48号について事務局から申請内容の説明がありました。

各申請者の営農状況等について、担当地区の農業委員より説明をいただきます。

それでは、2ページ1番、2番の七郷地区からの申請については担当地区の西垣隆委員、説明をお願いします。

西垣委員

出願人が、今回買受けを希望する農地では今後、水稻を栽培予定とのことでもあります。

7月24日に農地利用最適化推進委員、事務局職員と共に現地立会いを行いました。

出願人は認定農業者で、耕作への意欲も強く、地域の取り決めも守っていただけるということを立会時に確認しており、地元といたしましても、証明書発行をしても問題は無いと考えます。

議長

ありがとうございました。

議案第48号について、何か御意見等ございましたら御発言願いたいと思います。

議長

御発言も無いようですので、原案のとおり決定することについて、御異議ございませんか。

【「異議なし」との声が多数あり。】

議長

御異議ございませんので、原案のとおり決定いたします。

議長

引き続きまして、議案第49号農地法第3条第1項の規定による許可申請の審議について、今回の申請は、所有権の移転4件、使用貸借による権利の設定4件、以上を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

則竹主査

それでは、議案第49号について説明いたします。

農地を耕作目的で所有権移転する場合や、使用収益を目的とする権利を設定、若しくは移転する場合の許可申請であります。今回提案しております申請は、いずれも農地法に規定する不許可基準に抵触しないものであると判断しております。

4ページをお願いいたします。

申請明細1番、長良地区からの申請は、所有権の移転で、農業経営の縮小を図る譲渡人が、農業経営の拡大を図る譲受人へ畑を譲り渡すものです。

申請明細2番、3番、西郷地区からの申請は、解除条件付き使用貸借の設定で、農業経営の縮小を図る使用貸人が、農業経営に参入を図る使用借人へ田、畑を貸し出すものです。

申請明細4番、七郷地区からの申請は、所有権の移転で、農業経営の合理化を図る譲渡人が、畑を譲り渡すものです。

5 ページをお願いいたします。

申請明細 5 番、市橋地区からの申請は、所有権の移転で、農業経営の廃止を図る譲渡人が、農業経営の拡大を図る譲受人へ田を譲り渡すものです。

申請明細 6 番、合渡地区からの申請は、使用貸借の更新で、農業経営の縮小を図る使用貸人が、農業経営の拡大を図る使用借人へ田を貸し出すものです。

申請明細 7 番、合渡地区からの申請は、使用貸借の設定で、農業経営の縮小を図る使用貸人が、農業経営の拡大を図る使用借人へ田を貸し出すものです。

申請明細 8 番、三輪地区からの申請は、所有権の移転で、農業経営の継承のため、家族内で畑を譲り渡すものです。

以上でございます。

議長

ただいま、議案第 49 号について事務局から申請内容の説明がありました。

各申請者の営農状況等について、担当地区の農業委員の皆様から説明をいただきます。

それでは、4 ページ 1 番の長良地区からの申請については、担当地区の森瀬宏委員、説明をお願いします。

森瀬委員

今回の申請は、農業経営を縮小したい譲渡人から、隣地の農地の所有者である譲受人へ、農地を売買するものであります。

7 月 10 日に、農地利用最適化推進委員、事務局職員と共に、現地立会いを行いました。

譲受人は長良地区で主に果樹を中心に栽培しており、機械も十分に保有しております。今回の申請地では、柿を栽培する予定です。また、地域の取り決めなども承知しており、耕作状況も問題ありませんので、地元といたしましても許可は問題ないと考えております。

議長

ありがとうございました。

続きまして、4 ページ 2 番、3 番の西郷地区からの申請については、担当地区の松野芳正委員、説明をお願いします。

松野委員

西郷地区の申請明細 2 番及び 3 番の申請につきましては、それ

ぞれ農業経営を縮小したい使用貸人から、岐阜市で農業経営を開始したい使用借人へ農地を貸借するものであります。

7月23日に農地利用最適化推進委員、事務局職員と共に現地立会いを行いました。

使用借人は、申請地で水稻及び野菜の栽培を行うとのことです。立会いの際に今後の営農計画について確認を行い、農地を適正に耕作、管理していくことを約束していただきました。また、地域の取り決めも守っていただけるとのことでしたので、地元としても許可については問題は無いと考えております。

議長

ありがとうございました。

続きまして、4ページ4番の七郷地区からの申請については、担当地区の西垣隆委員、説明をお願いします。

西垣委員

今回の申請は、農業経営の拡大を図る譲受人が、畑を譲り受けるものです。

譲受人は、申請地及び隣地所有地で、野菜を栽培される予定と聞いております。

7月5日に農地利用最適化推進委員、事務局職員と共に現地立会いを行いました。

地元の取り決めも十分に理解していただいておりますので、問題は無いものと考えております。

議長

ありがとうございました。

続きまして、5ページ5番の市橋地区からの申請については、担当地区の永田昭三委員、説明をお願いします。

永田委員

今回の申請は、農業経営を廃止したい譲渡人から、農業経営の拡大を図る譲受人へ、農地を売買するものであります。

7月12日に農地利用最適化推進委員、事務局職員と共に現地立会いを行いました。

譲受人は市橋地区等で水稻と野菜栽培をしており、機械も十分に保有しております。今回の申請地では、引き続き水稻を栽培する予定です。また、地域の取り決めなども承知しており、耕作状況も問題ありませんので、地元としても許可は問題ないと考えております。

議 長

ありがとうございました。

続きまして、5 ページ 6 番、7 番の合渡地区からの申請については、担当地区の國井忠男委員、説明をお願いします。

國井委員

今回の申請は、農業経営を縮小する貸人から農地を借り受け、農業経営の拡大を図るものであります。

7 月 2 4 日に、農地利用最適化推進委員及び事務局職員と共に現地立会いを行いました。

6 番の申請地では枝豆を、7 番の申請地では水稻を栽培することです。

地域の取り決めも守っていただけるということを立会時に確認しており、地元としても許可については問題ないと考えております。

議 長

ありがとうございました。

続きまして、5 ページ 8 番の三輪地区からの申請については、事務局より説明いたします。

則竹主査

今回の申請は、三輪地区に居住しており、農業経営の安定を図る譲受人が農地を取得するものであります。

7 月 2 3 日に農業委員、農地利用最適化推進委員と共に現地立会いを行いました。

譲り受ける農地では野菜を栽培することです。

地域の取り決めも十分理解しており、地元としても許可については問題ないことを確認しています。

議 長

ありがとうございました。

議案第 4 9 号について、何か御意見等ございましたら御発言願いたいと思います。

林(明)委員

確認ですが、申請明細 4 番の面積ですが、5.82 平方メートルになっていますが、582 平方メートルではないですか。

則竹主査

申請明細 4 番の七郷地区の面積は 5.82 平方メートルになっています。形状が悪いため、整形になるように両方で譲り合うよ

うな内容になっております。

林(明)委員

このような小面積でも農業委員会で審議することになるのですか。

則竹主査

小面積でも農地の権利の移動になることから農業委員会で審議することとなります。

議 長

そのほかはありますか。  
山田さん、お願いします。

山田農地利用最  
適化推進委員

申請明細6番7番ですが、これは同居の扱いという考えでの許可申請になりますか。

議 長

事務局より説明いたします。

則竹主査

申請明細6番7番につきましては農地法上、同一の世帯ととらえています。

山田農地利用最  
適化推進委員

7番の方は一時的に別居してみえるということですか。

則竹主査

実際は農業経営を営む上で家族総出で行うことが多いということで、住民票の住所が違っていても農家台帳の世帯を同じにする場合があります。

山田農地利用最  
適化推進委員

わかりました。

議 長

そのほか、御意見等ございませんか。

議 長

御発言も無いようですので、原案のとおり決定することについて、御異議ございませんか。

【「異議なし」との声が多数あり。】

議 長

御異議ございませんので、原案のとおり決定いたします。

議 長

引き続きまして、議案第50号農地法第4条第1項の規定による農地転用許可申請の審議について5件、以上を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

則竹主査

それでは、議案第50号について説明いたします。

市街化調整区域内にある農地を、耕作する者自らが転用する場合の許可申請です。今回の申請概要は、7ページの第4条許可申請の総括表のとおり、5件、3,182.72平方メートルでございます。

8ページをお願いいたします。

申請明細1番、常磐地区の申請は、農家住宅に転用するものです。申請地は、おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であり、第1種農地と判断します。

第1種農地は原則不許可ですが、今回の申請は、住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で、集落に接続して設置されるものであることから、許可し得るものです。

申請明細2番、合渡地区の申請は、農家住宅敷地に転用するものです。申請地は、おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であり、第1種農地と判断します。

第1種農地は原則不許可ですが、今回の申請は、既存敷地の拡張にあたり、その転用面積が既存施設の2分の1以下のため例外的に許可し得るものです。

申請明細3番、4番、網代地区の申請は、太陽光発電施設に転用するものです。申請地は、宅地化の状況から見て住宅等が連たんしている区域に隣接する農地で、その規模がおおむね10ヘクタール未満であるため、第2種農地と判断します。

第2種農地は原則不許可ですが、今回の申請は、当該の農地に代えて周辺の他の土地を供することにより当該申請に係る事業の目的達成することができないため、許可し得るものです。

この申請は、1,000平方メートルを超える大規模転用になりますので49ページに位置図を付けてございます。御覧ください。

右の周辺図にありますように、転用される場所は、則松地内で、網代小学校から南東へ約1,100メートルのところに位置している農地です。

9ページにお戻りください。

申請明細5番、柳津地区の申請は、農林漁業用施設（牛舎）に転用するものです。申請地は、農振農用地、第1種農地、第3種農地のいずれにも該当しない農地であり、具体的には中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であり、第2種農地と判断されます。

第2種農地は原則不許可ですが、今回の申請は、農林漁業用施設への転用のため許可し得るものです。

この申請は、1,000平方メートルを超える大規模転用になりますので50ページに位置図を付けてごさいます。御覧ください。

右の周辺図にありますように、転用される場所は、境川沿いで、柳津小学校から南西へ約1,700メートルのところに位置している農地です。

以上でございます。

議長

ただいま、議案第50号について事務局から説明を受けましたが、8ページ3番の網代地区及び9ページ5番の柳津地区から申請されました農地転用については、現地調査を行いました。

それでは、8ページ3番の網代地区からの申請は、地区担当の松野芳正委員、説明をお願いします。

松野委員

申請明細3番及び4番は共同事業であり、太陽光発電施設として農地の転用を行うものであります。

農地の転用にあたり、7月29日に農地利用最適化推進委員、事務局職員、転用事業者で現地立会いを行いました。立会いの際には近隣農地及び道路や水路への影響のないよう確認しており許可は問題ないものと考えています。

議長

ありがとうございました。

続きまして、9ページ5番の柳津地区からの申請については、担当地区の梶下信孝委員、説明をお願いします。

梶下委員

申請明細 5 番は、使用借人が農業用施設として農地の転用を行うものであります。

農地の転用の許可申請にあたり、7月22日に農地利用最適化推進委員、事務局職員、転用事業者とともに現地立会いを行いました。立会いの際に、近隣への影響がないよう確認しており、許可は問題ないものと考えております。

議長

ありがとうございました。議案第50号について、何か御意見等ございましたら御発言願います。

議長

御発言も無いようですので、原案のとおり決定することについて、御異議ございませんか。

【「異議なし」との声が多数あり。】

議長

御異議ございませんので、原案のとおり決定いたします。

議長

引き続きまして、議案第51号農地法第5条第1項の規定による農地転用許可申請の審議について、所有権の移転1件、使用貸借による権利の設定1件、以上を議題といたします。事務局の説明を求めます。

則竹主査

それでは、議案第51号について説明いたします。

市街化調整区域内にある農地を農地以外のものにするために、所有権の移転又は貸借による権利の設定を行う場合の許可申請であります。今回の申請概要は、11ページの第5条許可申請の総括表のとおり、2件、561平方メートルでございます。

12ページをお願いいたします。

申請明細1番、常磐地区の申請は、所有権の移転による資材置場への転用です。申請地は、おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であり、第1種農地と判断します。

第1種農地は原則不許可ですが、今回の申請は、既存敷地の拡張にあたり、その転用面積が既存施設の2分の1以下のため、例外的に許可し得るものです。

申請明細2番、常磐地区の申請は、使用貸借の権利の設定によ

る農家住宅への転用です。申請地は、おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であり、第1種農地と判断します。

第1種農地は原則不許可ですが、今回の申請は、住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で、集落に接続して設置されるものであることから、許可し得るものです。

以上でございます。

議 長

議案第51号について、何か御意見等ございましたら御発言願いたいと思います。

議 長

御発言も無いようですので、原案のとおり決定することについて、御異議ございませんか。

【「異議なし」との声が多数あり。】

議 長

御異議ございませんので、原案のとおり決定いたします。

議 長

引き続きまして、議案第52号農地転用許可後の事業計画変更承認申請の審議について1件、以上を議題といたします。  
事務局の説明を求めます。

則竹主査

それでは、議案第52号について説明いたします。

14ページをお願いいたします。

申請明細1番、黒野地区の申請は、当初の計画では、仮設現場事務所等への一時転用で、10か月間の計画でありましたが、工期の延長や別工事の受注により、期間の延長申出となりました。公益性の高い事業のため、やむを得ないと判断しております。

以上でございます。

議 長

議案第52号について、何か御意見等ございましたら御発言願いたいと思います。

議 長

御発言も無いようですので、原案のとおり決定することについて、御異議ございませんか。

【「異議なし」との声が多数あり。】

議 長

御異議ございませんので、原案のとおり決定いたします。

議 長

引き続きまして、議案第53号農地法第3条の3の規定による届出並びに同法第4条第1項第7号及び第5条第1項第6号の規定による農地転用届出の受理の報告について、第3条の3届出43件、第4条届出18件、第5条届出79件、以上を報告させていただきます。事務局の説明を求めます。

則竹主査

それでは、議案第53号について説明いたします。

はじめに第3条の3の規定による許可が不要となる相続等による農地の権利取得の届出です。今回の各地区別の届出は、16ページでございます。

合計は、43件、81,509.59平方メートルです。

続きまして17ページをお願いいたします。

市街化区域内の農地を耕作者自らが転用する第4条届出の総括表となります。明細は18ページから22ページに記載してございます。

合計は、18件、9,146.29平方メートルです。

続きまして23ページをお願いいたします。

市街化区域内の農地を転用目的のため権利の移動、若しくは設定を行う第5条届出の総括表となっております。明細につきましては、24ページから44ページとなっております。

合計は、79件、31,597.99平方メートルです。

以上、農地の権利取得及び市街化区域内農地の転用について、届出内容が適法であると認められたものについて、令和元年7月に農業委員会事務局規程に基づき、農業委員会事務局長が受理を行いましたものを報告いたします。

以上でございます。

議 長

ただいまの議案第53号については、報告議案でございますので御承知おきください。

議 長

引き続きまして、議案第54号租税特別措置法第70条の6第

1項の規定による農地等に係る相続税の納税猶予の適用に関する適格者証明願の審議について、今回の出願は3件、以上を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

則竹主査

それでは、議案第54号について説明いたします。

46ページをお願いいたします。

今回は、3件提出されており、特例適用農地面積は合計で、6,887平方メートルとなっております。

証明願の内容審査として、事務局において遺産分割協議書等により相続人の確認を行い、適正な耕作が行われていることなど、納税猶予を受けるための要件を備えているか十分調査し、提案しております。

以上でございます。

議 長

ただいま、議案第54号について説明を受けましたが、何か御意見等ございましたら御発言願いたいと思います。

議 長

御発言も無いようですので、原案のとおり決定することについて、御異議ございませんか。

【「異議なし」との声が多数あり。】

議 長

御異議ございませんので、原案のとおり決定いたします。

議 長

引き続きまして、議案第55号別段の面積（下限面積）の設定について、事務局の説明を求めます。

則竹主査

議案第55号別段の面積（下限面積）の設定について説明いたします。

現在、本市は農地法施行規則第17条第1項の規定に基づき、別段の面積基準として40アールと定めておりますが、農林水産省経営局長通知により、農業委員会は毎年、別段の面積の修正の必要性を審議することとされています。

基準として、農地法施行規則において、設定する面積未滿の農地を耕作する者の数が、総数の概ね4割を下らないように算定さ

れるものとされております。本市の直近の農地台帳の集計結果によりますと、農家要件を満たす10アール以上の耕作面積を有する農家は5,925世帯となっております。その内、40アール未満を耕作する世帯は、3,481世帯であり、割合は約58.8パーセントとなり、規則に定めるおおむね百分の四十を下らないように算定されるものであることに適合します。

また、同規則第17条第2項では、耕作の目的に供されないと見込まれる農地その他その適正な利用を図る必要がある農地が相当程度存在する場合は、新規就農を促進するために相当と認められる面積とされておりますが、昨年度の農地利用状況調査の結果、遊休農地面積は25.2ヘクタールで、その割合は約0.6パーセントに留まっております。

これらのことから、現在設定している別段の面積40アールは変更の必要がないと判断しております。御審議の程よろしく願います。

以上でございます。

議 長

ただいま、議案第55号について説明を受けましたが、何か御意見等ございましたら御発言願いたいと思います。

議 長

御発言も無いようですので、原案のとおり決定することについて、御異議ございませんか。

【「異議なし」との声が多数あり。】

議 長

御異議ございませんので、原案のとおり決定いたします。

議 長

以上をもちまして、本日の議案はすべて終了いたしましたので、本日の会議はこれにて終了いたします。

議長は、本日の会議終了につき午後3時55分閉会を宣す。